

# 出雲崎町地域クラブ活動ガイドライン (2025年度更新版)

## 1 出雲崎町地域クラブの目的

中学校部活動の地域展開という国の方針に伴い、中学生がスポーツや文化芸術活動に親しみ、自らの可能性を高めることができる環境を地域に整備する。

## 2 出雲崎町地域クラブの活動

- ① 地域クラブ活動の運営団体は、年間計画や活動内容、予算及び決算について「地域クラブ活動の運営の適正化にかかる審議会」に報告し、助言を受ける。
- ② 地域クラブ活動は、原則休日を活動日として、週1回3時間程度の活動とする。大会（コンクール）前等については、この限りではない。ただし、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるように、適切な休養日・適切な活動時間を設定しなければならない。
- ③ 「地域クラブ活動の運営の適正化にかかる審議会」は、必要に応じて運営団体と協議を行い、地域クラブ活動の在り方についてのルールを設けることができる。
- ④ 地域クラブ活動は、平日の部活動を実施している学校と連携をとり、指導方針等で生徒が混乱しないように配慮する。平日部活動の地域展開については、近隣市町村の状況を確認しながら教育委員会が判断していく。
- ⑤ 地域クラブ活動は、委託された予算内に収まるように展開されなければならない。

## 3 地域クラブの指導者

- ① 指導者は、参加者の心身の健康管理、事故防止（熱中症やアレルギー対応等も含む）に注意するとともに、暴言・体罰及びハラスメントを絶対に行ってはいけない。
- ② 指導者は、生徒とのコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習防止や合理的かつ効率的・効果的な練習を積極的に導入する。
- ③ 指導者は、代表責任者のもとに、適切な指導を行う。
- ④ 出雲崎中学校の教員が地域クラブでの指導を希望する場合、兼職兼業許可申請書を提出する。教育委員会は兼職兼業の許可をするに際して、教員本人の意思を尊重するとともに学校運営に支障がないことを校長から事前確認をとったうえで検討し許可する。

#### 4 地域クラブ活動におけるバス利用について

- ① 地域クラブは大会等で町のバス利用を希望する場合は、遅くとも一週間前までには教育委員会の担当者に申し込むものとする。
- ② 練習試合や強化練習会、冠大会参加で町のバスを利用する場合は、中越管内を原則とする。中体連大会等で勝ち進み、県大会や北信越大会に参加する場合は、この限りではない。
- ③ 強化練習会や冠大会参加で町のバスを利用する場合は、宿泊等は認めない。中体連大会等で勝ち進み、県大会や北信越大会に参加する場合で、日帰り参加が困難な場合は、この限りではない。

#### 5 地域クラブ活動における送迎について

- ① 地域クラブ活動に参加する場合は、原則として徒歩・自転車、保護者の送迎とする。(練習試合や大会時等は、町のバスを利用可→4に記載)
- ② 万が一の事故発生の可能性があることから、指導者が送迎したり、保護者同士で自分以外の子どもを送迎したりする事態が発生しないように、保護者に周知する。

#### 6 地域クラブ活動の受益者負担について

- ① 令和7年度は、保険料十月額500円とする。ただし、練習時や大会時に生徒の健康を管理するために飲料や栄養補給物を購入して用意する必要がある場合は、事前に参加生徒の保護者に了解を得て、一定額を徴収することを可とする。ただし、保護者負担も考慮し、多額になりすぎないようにする。
- ② 上記①を徴収する場合は、年度末に保護者に決算書を示し、残額は返却するなど、保護者に不信感をもたれないようとする。なお、この会計は委託金の会計とは切り離すこと。